

入札説明書

広島県水道広域連合企業団広島水道事務所（広島市安芸区畑賀町2970番地）

TEL: (050) 3785-3200 FAX: (082) 827-1217

事業名及び 業務名	太田川東部工業用水道第二期水道事業（拡張） 田口浄水場汚泥再資源化業務			履行期間	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで	履行場所	ア 再資源化業務 受注者（産業廃棄物処分業者）の処理施設 イ 積込運搬業務 東広島市西条町田口字金清～受注者（産業 廃棄物処分業者）の処理施設
入札参加資格 確認申請書 提出期限	令和8年3月2日（月）	仕様書等に 対する質問・ 回答書提出 期限	令和8年3月4日（水）	入札日時	令和8年3月12日（木） 14時00分	入札場所	広島県水道広域連合企業団広島水道事務所会議室

注意事項

契約事項

- 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について
 - 入札参加希望者は、公告で定める入札参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。
 - ア 誓約書
 - イ 共同入札願（グループ業者として申請する場合のみ）
 - ウ 産業廃棄物収集運搬業（汚泥）の許可証の写し
 - エ 産業廃棄物処分業（汚泥の中間処理）の許可証の写し
 - オ 汚泥の再資源化処理能力60 t/日以上又は55m³/日以上施設を有することが確認できる書類
 - 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
 - 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
 - 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）
- 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）について
仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問・回答書提出期限までに、書面により提出すること。
- 入札について
 - 次に該当する場合は、その入札は無効とする。
 - ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - イ 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。
 - ウ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
 - エ 入札者が二以上の入札をしたとき。
 - オ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上を代理して入札したとき。
 - カ 入札者が連合して入札したとき、その他入札に関して不正の行為があったとき。
 - キ 入札保証金が所定の額に満たないのに入札したとき。

- 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- 再度の入札をした場合においてその入札が一であるとき。
- 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。
- 落札者がいないときは再度の入札をする。ただし、無効な入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- 再度の入札は5回を超えないものとする。
- 入札執行について
 - ア 代理人が入札する場合には、入札前にその代理権を証する書面（以下「委任状」という。）を提出しなければならない。ただし、有効期間の記載のある委任状をあらかじめ提出し、当該有効期間が入札の時期を含む場合は除く。
 - イ 入札執行中における入札辞退は、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札執行者に直接提出すること。
 - ウ 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか入札室の出入を禁じる。
 - エ 入札執行中は、入札者の私語、放言等を禁じる。
 - オ 入札室には、入札に必要な者以外は入室してはならない。
- 契約書について
 - 落札者は、契約担当職員から交付された契約書に記名押印し、落札通知を受けた日から5日以内に契約担当職員に提出しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。
 - 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。
 - 契約書において、契約の相手方が課税事業者の場合、契約金額に併せて当該取引に係る消費税及び地方消費税額を明示するので、落札決定後、落札者は課税事業者又は免税事業者である旨（予定を含む。）について直ちに届け出ること。
- その他
落札者は、契約担当職員が必要と認める場合、一般競争入札事務処理要領に規定する別記様式第4号の2（経費内訳書）の作成及び別記様式第4号の3（労働関係法令等の遵守義務に係る確認調査票）による調査（再委託を行う場合は再委託先を含む。）に協力しなければならない。

- 広島県水道広域連合企業団契約規程及び関係規定等に基づき執行する。
- 入札保証金
 有 無
- 契約保証金

免除
- 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約
 適用 適用なし

添付書類

- 公告の写し
- 入札参加資格確認申請書の様式
- 誓約書の様式
- 入札書の様式
- 委任状の様式
- 契約書（案）
- 仕様書
- 仕様書等に対する質問・回答書の様式
- その他〔共同入札願 〕

(別記様式第2号)

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(契 約 担 当 職 員)

広島県水道広域連合企業団広島水道事務所長 様

<グループ業者の場合は、代表者>

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

(担 当 者)

(電 話 番 号)

(F A X 番 号)

(メール ア ド レ ス)

令和8年2月19日付けで公告のあった次の一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること、入札参加資格要件を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

また、契約担当職員が必要と認めた場合、一般競争入札事務処理要領に規定する別記様式第4号の2(経費内訳書)の作成及び別記様式第4号の3(労働関係法令等の遵守義務に係る確認調査票)による調査(再委託を行う場合は再委託先を含む。)に協力します。

1 業 務 名 : 太田川東部工業用水道第二期水道事業(拡張)

(又は調達物品の名称、規格及び数量) 田口浄水場汚泥再資源化業務

2 添付書類 (有)

添付書類有の場合、書類名を記入

- ・ 誓約書
- ・ 共同入札願 (グループ業者として申請する場合のみ)
- ・ 産業廃棄物収集運搬業 (汚泥) の許可証の写し
- ・ 産業廃棄物処分業 (汚泥の中間処理) の許可証の写し
- ・ 汚泥の再資源化処理能力60 t / 日以上又は55m³ / 日以上の施設を有することが確認できる書類

誓約書

令和 年 月 日

広島県水道広域連合企業団広島水道事務所長 様

所在地
商号・名称
代表者名
(担当者名)

今般の田口浄水場汚泥再資源化業務の競争入札に関し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条若しくは第8条第1号等の法令に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも法令を遵守することを誓約します。

また、次のことについて、異議はありません。

- この誓約書の写しが公正取引委員会及び警察本部に送付されること。
- 法令に違反した場合等に、当該調達案件に係る契約書の規定に従い、損害金が請求されること及び契約が解除されることがあること。
- 契約が解除された場合に、当該調達案件に係る契約書の規定に従い、違約金を支払うこと。

グループ業者で参加の場合は、構成員ごとに提出すること。

共同入札願

令和 年 月 日

(契 約 担 当 職 員)
広島県水道広域連合企業団広島水道事務所長 様

【構成員】

〈処分業者〉
所在地
商号又は名称
代表者職氏名 印
〈収集運搬業者〉
所在地
商号又は名称
代表者職氏名 印

次の業務を広島県水道広域連合企業団から共同して受託したいので、共同入札をさせていただきます。
なお、入札には、共同入札願を提出した産業廃棄物処分業者と産業廃棄物収集運搬業者を代表して、産業廃棄物処分業者がそれぞれの入札額を合計した額による入札書を提出しますので、落札決定に当たり、その合計額が最低価格の組み合わせの産業廃棄物処分業者と産業廃棄物収集運搬業者をもって落札者とされることについて、異存ありません。

業務名：太田川東部工業用水道第二期水道事業（拡張）
田口浄水場汚泥再資源化業務

入 札 書

1 t 当たり ¥

【内訳】

業務名	予定数量	単位	1 t 当たり単価 (円)	業者名	
				所在地	名称又は商号
再資源化 業務	360	t			
積込運搬 業務					

但し、(業務名) 太田川東部工業用水道第二期水道事業 (拡張)

田口浄水場汚泥再資源化業務

(業務場所)

- 再資源化業務 受注者 (産業廃棄物処分業者) の処理施設
- 積込運搬業務 東広島市西条町田口字金清～受注者 (産業廃棄物処分業者) の処理施設

に係る委託料として

上記のとおり、広島県水道広域連合企業団契約規程及び関係規定等について承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(代理人氏名

印)

契約担当職員

広島県水道広域連合企業団広島水道事務所長様

委任状

令和 年 月 日

(契約担当職員)
広島県水道広域連合企業団広島水道事務所長様

委任者 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

受任者氏名

使用印鑑



委任事項

(業務名) 太田川東部工業用水道第二期水道事業 (拡張)
田口浄水場汚泥再資源化業務

(業務場所)

- 再資源化業務 受注者 (産業廃棄物処分業者) の処理施設
- 積込運搬業務 東広島市西条町田口字金清～受注者 (産業廃棄物処分業者) の処理施設

に係る見積り及び入札に関する一切の件

業 務 委 託 契 約 書 (単価契約)

- 1 業 務 名 太田川東部工業用水道第二期水道事業（拡張）
田口浄水場汚泥再資源化業務
- 2 履 行 場 所 再資源化業務 受注者の処理施設
積込運搬業務 東広島市西条町田口字金清～受注者の処理施設

3 契 約 内 容

産業廃棄物名称	浄水汚泥（天日乾燥汚泥）	
産業廃棄物区分	汚泥	
予定数量	120t/年	
再資源化業務に係る単価	1 t当たり	円（消費税及び地方消費税を含む）
積込運搬業務に係る単価	1 t当たり	円（消費税及び地方消費税を含む）
履行期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで	

4 委 託 料 限 度 額 _____

5 契 約 保 証 金 免除 _____

6 特 約 事 項

- 履行期間にかかわらず令和9年度以降の本契約に係る発注者の予算の減額又は削除があった場合は、発注者は契約を解除することができるものとする。
- 発注者は上記「4 委託料限度額」の範囲内で上記「3 契約内容」の単価に委託業務の成果の数量を乗じて得た金額を委託料として受注者に支払うものとする。
- 業務委託契約約款第28条第4項、同条第6項、第42条第1項第1号、第45条第2項及び第48条第1項の規定の適用については、「委託料」とあるのは、上記「4 委託料限度額」と読み替えるものとする。
- その他本契約の特約事項は、別紙のとおりとする。
- 上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて別紙の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

発注者 住所 広島市安芸区畑賀町2970番地
広島県水道広域連合企業団広島水道事務所

氏名 所長

受注者 住所

氏名

契約番号

特 約 事 項
(広島水道事務所業務委託用)

- 1 受注者は、委託業務の完成前に、委託業務の出来形部分に相応する委託料相当額について部分払を請求することができる。
- 2 前項の請求は、月1回を超えることができない。
- 3 受注者は、前項の規定により部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る委託業務の出来形部分等の確認を発注者に求めなければならない。
- 4 発注者は、第1項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から起算して15日以内に支払うものとする。

産業廃棄物収集・運搬及び処分委託特約事項

1 (法の遵守)

発注者及び受注者は、処理業務の遂行に当たって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

2 (委託内容)

2.1 (受注者の事業範囲)

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書と共に保管する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産業廃棄物〕

許可都道府県・政令市：_____	許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____	許可の有効期限：_____
事業範囲： <u>別添許可証写しのとおり</u>	事業範囲：_____
許可の条件：_____	許可の条件：_____
許可番号：_____	許可番号：_____

〔特別管理産業廃棄物〕

許可都道府県・政令市：_____	許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____	許可の有効期限：_____
事業範囲：_____	事業範囲：_____
許可の条件：_____	許可の条件：_____
許可番号：_____	許可番号：_____

◎処分にに関する事業範囲

〔産業廃棄物〕

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業区分：別添許可証写しのとおり

産業廃棄物の種類：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

〔特別管理産業廃棄物〕

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業区分：_____

産業廃棄物の種類：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

2.2 (輸入廃棄物の有・無)

- ① 委託する産業廃棄物には、輸入廃棄物は含まない。
- ② ~~委託する産業廃棄物には、次の輸入廃棄物を含む。~~

2.3 (処分の場所、方法及び処理能力)

受注者は、発注者から委託された契約書に記載の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称： _____
所在地： _____
処分の方法： _____
施設の処理能力： _____

2.4 (最終処分の場所、方法及び処理能力)

発注者から、受注者に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

2.5 (収集・運搬過程における積替保管)

①受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

②受注者は、~~発注者から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づき、かつ、契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合において、安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。~~

③受注者は、~~発注者から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づき、かつ、契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合受注者はこの契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。~~

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類： _____

積替保管施設の所在地： _____

積替保管施設の保管上限： _____

3 (適正処理に必要な情報の提供)

3.1 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、仕様書により受注者に提供する。

- ア 産業廃棄物の発生工程
- イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
- ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- エ 混合等により生ずる支障

- オ 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- カ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
- キ その他取扱いの注意事項

3.2 発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。なお、受注者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は受注者と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3.3 発注者は、委託する産業廃棄物の性状が 3.1 により作成した書面の情報のとおりであることを確認し、受注者に引き渡す容器等に表示する。

3.4 発注者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

4 (発注者及び受注者の責任範囲)

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

5 (再委託の禁止)

業務委託契約約款（以下「約款」という。）第13条の規定に加え、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の12若しくは第6条の15の規定を遵守するものとする。

6 (委託業務終了報告)

約款第30条の適用については、次のとおりとする。

6.1 約款第30条第1項の通知には、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票又は、電子マニフェストの運搬終了報告（以下「マニフェスト運搬終了報告」という。）で、処分業務についてはマニフェストD票又は、電子マニフェストの処分終了報告（以下「マニフェスト処分終了報告」という。）を添付することとする。

6.2 約款第30条第2項の検査については、マニフェスト運搬終了報告及びマニフェスト処分終了報告の内容により確認することとし、「受注者の立会いの上」については、運搬担当者名及び処分担当者名が適正に記入押印、若しくは入力されていることを確認することにより対応できるものとする。

7 (業務の一時停止)

業務の中止については、約款第19条に定めるほか、次のとおりとする。

- 7.1 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに発注者に当該事由の内容及び、発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。発注者はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
- 7.2 発注者は受注者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

8 (契約の解除に伴う措置)

約款第44条第4項の「物件」には委託物を含むものとする。

業務委託契約書（単価契約）

1 業務名 太田川東部工業用水道第二期水道事業（拡張）
田口浄水場汚泥再資源化業務

2 履行場所 受注者の処理施設

3 契約内容

産業廃棄物名称	浄水汚泥（天日乾燥汚泥）
産業廃棄物区分	汚泥
予定数量	120t/年
単価	1t当たり 円（消費税及び地方消費税を含む）
履行期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

4 委託料限度額 _____

5 契約保証金 免除

6 特約事項

- 履行期間にかかわらず令和9年度以降の本契約に係る発注者の予算の減額又は削除があった場合は、発注者は契約を解除することができるものとする。
- 発注者は上記「4 委託料限度額」の範囲内で上記「3 契約内容」の単価に委託業務の成果の数量を乗じて得た金額を委託料として受注者に支払うものとする。
- 業務委託契約約款第28条第4項、同条第6項、第42条第1項第1号、第45条第2項及び第48条第1項の規定の適用については、「委託料」とあるのは、上記「4 委託料限度額」と読み替えるものとする。
- その他本契約の特約事項は、別紙のとおりとする。
- 上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて別紙の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

発注者 住所 広島市安芸区畑賀町2970番地
広島県水道広域連合企業団広島水道事務所

氏名 所長

受注者 住所

氏名

契約番号

特 約 事 項
(広島水道事務所業務委託用)

- 1 受注者は、委託業務の完成前に、委託業務の出来形部分に相応する委託料相当額について部分払を請求することができる。
- 2 前項の請求は、月1回を超えることができない。
- 3 受注者は、前項の規定により部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る委託業務の出来形部分等の確認を発注者に求めなければならない。
- 4 発注者は、第1項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から起算して15日以内に支払うものとする。

産業廃棄物処分委託特約事項

1 (法の遵守)

発注者及び受注者は、処理業務の遂行に当たって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

2 (委託内容)

2.1 (受注者の事業範囲)

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書と共に保管する。

◎ 処分に関する事業範囲

〔産業廃棄物〕	〔特別管理産業廃棄物〕
許可都道府県・政令市：_____	許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____	許可の有効期限：_____
事業区分：別添許可証写しのとおり	事業区分：_____
産業廃棄物の種類：_____	産業廃棄物の種類：_____
許可の条件：_____	許可の条件：_____
許可番号：_____	許可番号：_____

2.2 (輸入廃棄物の有・無)

- ① 委託する産業廃棄物には、輸入廃棄物は含まない。
 ② ~~委託する産業廃棄物には、次の輸入廃棄物を含む。~~

2.3 (処分の場所、方法及び処理能力)

受注者は、発注者から委託された契約書に記載の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称 : _____
 所在地 : _____
 処分の方法 : _____
 施設の処理能力 : _____

2.4 (最終処分の場所、方法及び処理能力)

発注者から、受注者に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力
1				
2				
3				

4				
5				
6				
7				

2.5 (搬入業者)

契約書に記載の産業廃棄物の、2.3 に指定する事業場への搬入は、次の収集・運搬業者が行う。

氏 名： _____

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住 所： _____

許可都道府県・政令市： _____ 許可都道府県・政令市： _____

許可の有効期限： _____ 許可の有効期限： _____

事業の範囲： _____ 事業の範囲： _____

許可の条件： _____ 許可の条件： _____

許可番号： _____ 許可番号： _____

3 (適正処理に必要な情報の提供)

3.1 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、仕様書により受注者に提供する。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項

キ その他取扱いの注意事項

3.2 発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。なお、受注者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は受注者と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3.3 発注者は、委託する産業廃棄物の性状が 3.1 により作成した書面の情報のとおりであることを確認し、受注者に引き渡す容器等に表示する。

3.4 発注者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を発注者に求

め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

4 (発注者及び受注者の責任範囲)

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

5 (再委託の禁止)

業務委託契約約款（以下「約款」という。）第13条の規定に加え、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の12若しくは第6条の15の規定を遵守するものとする。

6 (委託業務終了報告)

約款第30条の適用については、次のとおりとする。

- 6.1 約款第30条第1項の通知には、マニフェストD票又は、電子マニフェストの処分終了報告（以下「マニフェスト処分終了報告」という。）を添付することとする。
- 6.2 約款第30条第2項の検査については、マニフェスト処分終了報告の内容により確認することとし、「受注者の立会いの上」については、処分担当者名が適正に記入押印、若しくは入力されていることを確認することにより対応できるものとする。

7 (業務の一時停止)

業務の中止については、約款第19条に定めるほか、次のとおりとする。

- 7.1 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに発注者に当該事由の内容及び、発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。発注者はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
- 7.2 発注者は受注者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

8 (契約の解除に伴う措置)

約款第44条第4項の「物件」には委託物を含むものとする。

業務委託契約書（単価契約）

- 1 業務名 太田川東部工業用水道第二期水道事業（拡張）
田口浄水場汚泥再資源化業務・積込運搬業務
- 2 履行場所 東広島市西条町田口字金清～特約事項に規定する運搬の最終目的地
- 3 契約内容

産業廃棄物名称	浄水汚泥（天日乾燥汚泥）
産業廃棄物区分	汚泥
予定数量	120t/年
単価	1t当たり 円（消費税及び地方消費税を含む）
履行期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

- 4 委託料限度額 _____
- 5 契約保証金 免除 _____

6 特約事項

- 履行期間にかかわらず令和9年度以降の本契約に係る発注者の予算の減額又は削除があった場合は、発注者は契約を解除することができるものとする。
- 発注者は上記「4 委託料限度額」の範囲内で上記「3 契約内容」の単価に委託業務の成果の数量を乗じて得た金額を委託料として受注者に支払うものとする。
- 業務委託契約約款第28条第4項、同条第6項、第42条第1項第1号、第45条第2項及び第48条第1項の規定の適用については、「委託料」とあるのは、上記「4 委託料限度額」と読み替えるものとする。
- その他本契約の特約事項は、別紙のとおりとする。
- 上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて別紙の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

発注者 住所 広島市安芸区畑賀町2970番地
広島県水道広域連合企業団広島水道事務所

氏名 所長

受注者 住所

氏名

契約番号

特 約 事 項
(広島水道事務所業務委託用)

- 1 受注者は、委託業務の完成前に、委託業務の出来形部分に相応する委託料相当額について部分払を請求することができる。
- 2 前項の請求は、月1回を超えることができない。
- 3 受注者は、前項の規定により部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る委託業務の出来形部分等の確認を発注者に求めなければならない。
- 4 発注者は、第1項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から起算して15日以内に支払うものとする。

産業廃棄物収集・運搬委託特約事項

1 (法の遵守)

発注者及び受注者は、処理業務の遂行に当たって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

2 (委託内容)

2.1 (受注者の事業範囲)

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書と共に保管する。

◎収集運搬に関する事業範囲

[産業廃棄物]

許可都道府県・政令市：_____

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

許可の有効期限：_____

事業範囲：別添許可証写しのとおり

事業範囲：_____

許可の条件：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

許可番号：_____

[特別管理産業廃棄物]

許可都道府県・政令市：_____

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

許可の有効期限：_____

事業範囲：_____

事業範囲：_____

許可の条件：_____

許可の条件：_____

2.2 (輸入廃棄物の有無)

① 委託する産業廃棄物には、輸入廃棄物は含まない。

② ~~委託する産業廃棄物には、次の輸入廃棄物を含む。~~

2.3 (運搬の最終目的地)

受注者は、発注者から委託された契約書に記載の産業廃棄物を、発注者の指定する次の最終目的地に搬入する。

氏 名： _____
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住 所： _____
許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____
事業の区分： _____
産業廃棄物の種類： _____
許可の条件： _____
許可番号： _____
事業場の名称： _____
所在地： _____

2.4 (積替保管)

- ① 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。
- ~~② 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づき、かつ、契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合において、安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。~~
- ~~③ 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づき、かつ、契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合、受注者はこの契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。~~
- 積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類： _____
- 積替保管施設の所在地： _____
- 積替保管施設の保管上限： _____

3 (適正処理に必要な情報の提供)

3.1 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、仕様書により受注者に提供する。

- ア 産業廃棄物の発生工程
- イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
- ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- エ 混合等により生ずる支障
- オ 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- カ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
- キ その他取扱いの注意事項

- 3.2 発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。なお、受注者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は受注者と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議の上定めることとする。
- 3.3 発注者は、委託する産業廃棄物の性状が 3.1 により作成した書面の情報のおりであることを確認し、受注者に引き渡す容器等に表示する。
- 3.4 発注者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確に漏れなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

4 (発注者及び受注者の責任範囲)

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、2.3 に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に収集・運搬しなければならない。

5 (再委託の禁止)

業務委託契約約款（以下「約款」という。）第13条の規定に加え、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の12若しくは第6条の15の規定を遵守するものとする。

6 (委託業務終了報告)

約款第30条の適用については、次のとおりとする。

- 6.1 約款第30条第1項の通知には、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票又は、電子マニフェストの運搬終了報告（以下「マニフェスト運搬終了報告」を添付することとする。
- 6.2 約款第30条第2項の検査については、マニフェスト運搬終了報告の内容により確認することとし、「受注者の立会いの上」については、運搬担当者名が適正に記入押印、若しくは入力されていることを確認することにより対応できるものとする。

7 (業務の中止)

業務の中止については、約款第19条に定めるほか、次のとおりとする。

- 7.1 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時中止し、直ちに発注者に当該事由の内容及び、発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。発注者はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
- 7.2 発注者は受注者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

8 (契約の解除に伴う措置)

約款第44条第4項の「物件」には委託物を含むものとする。

(別記様式第1号)

仕様書等に対する質問・回答書

令和 年 月 日

広島県水道広域連合企業団広島水道事務所長様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

事業名及び
業務名： 太田川東部工業用水道第二期水道事業（拡張）
田口浄水場汚泥再資源化業務

質問事項	
回答	